平成２１年（フ）第２２２号
鳥取県米子市観音寺新町５丁目２番12―305号
債務者　佐藤　明恵
1　決定年月日時　平成21年11月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月15日まで　鳥取地方裁判所米子支部

平成２１年（フ）第２２８号
鳥取県米子市観音寺新町５丁目２番12―305号
債務者　佐藤　　純
1　決定年月日時　平成21年11月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月15日まで　鳥取地方裁判所米子支部

平成２１年（フ）第２２９号
鳥取県米子市陰田町1173番地
債務者　田代　隆雄
1　決定年月日時　平成21年11月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月15日まで　鳥取地方裁判所米子支部

平成２１年（フ）第６５２号
愛媛県松山市北条辻417番地５
債務者　芳之内誠美
1　決定年月日時　平成21年11月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月15日まで　松山地方裁判所

平成２１年（フ）第６７７号
愛媛県松山市東野２丁目５番30号　エステート東野303号
債務者　城山　貴文
1　決定年月日時　平成21年11月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月15日まで　松山地方裁判所

平成２１年（フ）第６９０号
愛媛県松山市中須賀２丁目４番10号
債務者　増田　城治
1　決定年月日時　平成21年11月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月15日まで　松山地方裁判所

平成２１年（フ）第６９８号
愛媛県松山市桑原４丁目５番31号
債務者　山口　長治
1　決定年月日時　平成21年11月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月15日まで　松山地方裁判所

平成２１年（フ）第７０８号
愛媛県松山市山西町83番地　山西マンション309号
債務者　山内　孝昭
1　決定年月日時　平成21年11月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月15日まで　松山地方裁判所

平成２１年（フ）第７１２号
愛媛県松山市東長戸１丁目10番32号
債務者　稲井　和臣
1　決定年月日時　平成21年11月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月15日まで　松山地方裁判所

平成２１年（フ）第１０４号
福岡県柳川市大和町栄1405番地
債務者　松本りつ子
1　決定年月日時　平成21年11月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月15日まで　福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２１年（フ）第１０８号
福岡県柳川市三橋町蒲船津219番地８
債務者　坂田　清子
1　決定年月日時　平成21年11月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月15日まで　福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２１年（フ）第７５号
熊本県人吉市温泉町2497番地４
債務者　師富　**民**代（旧姓米本）
1　決定年月日時　平成21年11月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月15日まで　熊本地方裁判所人吉支部

平成２１年（フ）第１７６号
鹿児島県姶良郡蒲生町上久徳2663番地１
債務者　大迫香代子
1　決定年月日時　平成21年11月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月15日まで　鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２１年（フ）第３３９号
長野県松本市大字島内1380番地２
債務者　丸山久美子
1　決定年月日時　平成21年11月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで　長野地方裁判所松本支部

平成２１年（フ）第４３号
長野県諏訪市大和２丁目14の３、住民票上長野県諏訪市湖岸通り５丁目20番10号
債務者　矢島　惠子
1　決定年月日時　平成21年11月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで　長野地方裁判所諏訪支部

平成２１年（フ）第１３２号
愛媛県宇和島市和霊中町１丁目３番15号
債務者　二宮　誠之
1　決定年月日時　平成21年11月16日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで　松山地方裁判所宇和島支部

平成２１年（フ）第１３３号
福岡県鞍手郡小竹町大字新多1536番地の10
債務者　浅尾　健二
1　決定年月日時　平成21年11月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで　福岡地方裁判所直方支部

平成２１年（フ）第１３４号
福岡県鞍手郡小竹町大字新多1536番地の10
債務者　浅尾冨士子
1　決定年月日時　平成21年11月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで　福岡地方裁判所直方支部